

東京学芸大学特任教授等に関する規程の一部改正について

改正理由：平成19年4月以降の東京学芸大学教員組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

(平成19年規程第17号(平成19年3月20日 学長決裁))

改 正	現 行
[省略] (趣旨) 第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における特任教授、<u>特任准教授</u>及び特任講師（以下「特任教授等」という。）に関し、必要な事項を定める。 (定義) 第2条 この規程において「特任教授等」とは、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）又は国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）に基づき雇用される者のうち、学長の命により、本学の運営上特に必要な業務に従事し、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に定める教授、<u>准教授</u>又は講師の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められるものをいう。 [省略] <u>附 則</u> <u>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</u>	[省略] (趣旨) 第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における特任教授、<u>特任助教授</u>及び特任講師（以下「特任教授等」という。）に関し、必要な事項を定める。 (定義) 第2条 この規程において「特任教授等」とは、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）又は国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）に基づき雇用される者のうち、学長の命により、本学の運営上特に必要な業務に従事し、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に定める教授、<u>助教授</u>又は講師の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められるものをいう。 [省略]